

## こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成 10 年高知県条例第 44 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、こうち男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用の許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定によりセンターの施設(その附属設備を含む。以下「施設」という。)の利用の許可(以下「施設の利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第 3 条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が別に定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、施設の利用の許可を受けようとする者は、別記第 1 号様式による利用許可申請書を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項又は前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 14 条及び第 15 条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 大会議室を利用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用開始日の 1 年前

(2) 営利を目的として大会議室を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室を利用する場合 利用開始日の 6 月前

(3) 大会議室以外の施設を利用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用開始日の 3 月前

(4) 営利を目的として大会議室以外の施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室以外の施設を利用する場合 利用開始日の 2 月前

(利用の取消しの届出等)

第 3 条 施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第 6 条第 1 項の規定により施設の利用の変更の許可(第 5 条第 1 項において「施設の利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者が別に定める利用変更許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 知事に提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第 2 号様式によるものとする。

(口頭による申請)

第 4 条 第 2 条第 1 項又は前条第 2 項の規定による申請については指定管理者が、第 2 条第 2 項の規定による申請については知事が特に必要があると認めたときは、口頭により行うことができる。

(施設利用券の交付等)

第 5 条 指定管理者は、第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 2 項又は前条の規定による申請があった場合において、施設の利用の許可又は施設の利用の変更の許可をするときは指定管理者が別に定める施設利用券を当該申請をした者に交付し、施設の利用の許可又は施設の利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の施設利用券は、別記第 3 号様式によるものとする。

(利用料金等の納付の時期)

第 6 条 条例第 8 条の規定による利用料金の納付又は条例第 13 条第 1 項の規定による使用料の納付は、前条の施設利用券の交付を受ける際にしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(利用料金の承認)

第 7 条 指定管理者は、条例第 10 条の規定により利用料金を定めようとするときは、別記第 4 号様式による利用料金承認申請書を

知事に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第 10 条の規定により知事の承認を受けた利用料金を変更しようとするときは、別記第 5 号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の額)

- 第 8 条 条例第 13 条第 2 項の規定による使用料の額は、知事が別に定める。

(使用料の減免の申請等)

- 第 9 条 条例第 13 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 11 条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 2 条第 1 号から第 7 号までに掲げる事業に該当する事業について、国及び地方公共団体が使用するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を減額し、又は免除することが適当であると認めるとき。

- 2 前項の規定により減額する使用料の額は、知事が別に定める。

- 3 条例第 13 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 11 条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第 6 号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第 2 条第 2 項の利用許可申請書又は第 3 条第 3 項の利用許可申請書とともに知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第 7 号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

- 第 10 条 条例第 13 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 12 条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責任によらない理由で施設を利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であ

ると認めるとき。

- 2 条例第 13 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 12 条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、別記第 8 号様式による使用料還付請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第 9 号様式による使用料還付決定通知書により、還付しないときはその旨を、それぞれ当該請求をした者に通知するものとする。

(管理上の立入り)

第 11 条 利用者は、センターの関係職員が施設並びにセンターの設備及び備品等(以下「設備等」という。)の管理その他職務上の必要により当該利用に係る施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第 12 条 利用者は、利用が終わったとき又は条例第 7 条第 1 項の規定に基づき施設の利用の許可を取り消され、若しくは施設の利用を停止させられたときは、設備等を所定の位置に戻し、センターの関係職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第 13 条 利用者及びセンターに入館する者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) 施設又は設備等を汚損し、又は損壊しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入館の制限)

第 14 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 他の利用者及び入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者

(損壊等の届出)

第 15 条 利用者又は入館者は、施設又は設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第 16 条 条例第 16 条の規則で定める申請書は、別記第 10 号様式によるものとする。

2 条例第 16 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 15 条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第 17 条第 2 項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が、又は指定管理者が知事の承認を得て、別に定める。